

答 申 第 1 4 4 号
(諮 問 第 1 4 4 号)

令和 8 年（2026 年） 6 月 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 6 年（2024 年）10 月 2 日付け鎌総第 1809 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和6年（2024年）3月15日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置負担金について『下記について、公開請求する。』1、神奈川県 30.0% 藤沢市 27.5% 鎌倉市 27.5% JR 15.0%の負担金額になった理由が分かる文書」のうち、「神奈川県 30.0% 藤沢市 27.5% 鎌倉市 27.5%の負担金額になった理由が分かる文書」について、実施機関鎌倉市長が令和6年（2024年）3月27日付けで行った行政文書公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和6年（2024年）3月15日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置負担金について『下記について、公開請求する。』1、神奈川県 30.0% 藤沢市 27.5% 鎌倉市 27.5% JR 15.0%の負担金額になった理由が分かる文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書のうち、「神奈川県 30.0% 藤沢市 27.5% 鎌倉市 27.5%の負担金額になった理由が分かる文書」について、令和6年（2024年）3月27日付け鎌倉市指令深地第21号で行政文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和6年（2024年）5月1日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和6年（2024年）5月1日付けで提出した審査請求書、同年6月28日付けで提出した反論書及び同年8月21日付けで提出した再反論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 公開された文書で、神奈川県が30.0%の負担になった理由がわからない。

イ 鎌倉市情報公開条例第1条では、「この条例は、地方自治の本旨に即した市政を運営する上において、市民に対し、知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすことの重要性にかんがみ、行政文書の公開に関し必要な事項を定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進することを目的とする。」とあることから、審査の上、見直されるべきである。

3 実施機関の行政文書公開決定理由説明要旨

実施機関が令和6年（2024年）6月14日付けで提出した弁明書、同年8月9日付けで提出した再弁明書及び令和8年（2026年）3月18日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が本件処分を行った根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 「神奈川県30.0%の負担になった理由」については、公開した平成30年（2018年）10月23日付け「村岡・深沢地区のまちづくりに関する3県市打合せ会議要旨」の「5議事要旨4その他（1）県の新駅設置費用の負担について」にある「過去の負担事例を参考に、一定の負担を行う方向で検討を進めている。」の箇所、また、平成30年（2018年）11月7日付け「村岡・深沢地区のまちづくりに関する3県市打合せ会議要旨」の「5議事要旨1合意内容の調整案について」にある「県は過去事例の3割を基本として負担」の箇所に記載されていることから、本件処分は妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書並びに

実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件請求等について

本件請求対象文書は、「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置負担金について『下記について、公開請求する。』 1、神奈川県 30.0% 藤沢市 27.5% 鎌倉市 27.5% JR 15.0%の負担金額になった理由が分かる文書」のうち、「神奈川県 30.0% 藤沢市 27.5% 鎌倉市 27.5%の負担金額になった理由が分かる文書」（以下「本件請求対象文書」という。）である。

審査請求人は、本件請求の趣旨に合致する文書が公開されていないとして、本件処分は不当であると主張する。

そこで、実施機関が行った本件処分における、実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

(2) 本件請求対象文書について

ア 審査請求人は、平成 31 年（2019 年）1 月 18 付け「東海道本線の新駅設置に関する要望書」で神奈川県、藤沢市及び鎌倉市が東海道本線の大船駅・藤沢駅間に村岡新駅（仮称）の設置の実現に向けて「村岡新駅（仮称）設置協議会」を設立し、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」という。）に対して「戦略的新駅として、新駅整備費用の一部を負担すること。」を要望していること、並びに令和 3 年（2021 年）2 月 8 日付け神奈川県、藤沢市、鎌倉市及び JR 東日本が締結した「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置に関する覚書」第 4 条において神奈川県、藤沢市、鎌倉市及び JR 東日本の間で新駅整備の詳細設計及び工事の施行等に要する費用の負担割合を定めていることを指摘した上で、公開された文書のみでは、神奈川県が 30.0%の負担になった理由がわからないと主張する。

イ 当審査会が処分理由を確認したところ、実施機関は「神奈川県 30.0%の負担になった理由」については、平成 30 年（2018 年）10 月 23 日付け「村岡・深沢地区のまちづくりに関する 3 縣市打合せ会議要旨」の「5 議事要旨 4 その他（1）県の新駅設置費用の負担について」にある「過去の負担事例を参考に、一定の負担を行う方向で検討を進めている。」の箇所、また、平成 30 年（2018 年）11 月 7 日付け「村岡・深沢地区のまちづくりに関する 3 県

市打合せ会議要旨」の「５議事要旨１合意内容の調整案について」にある「県は過去事例の３割を基本として負担」の箇所に記載されていることから、本件請求対象文書を特定し、本件処分を行ったとのことであった。

ウ また、実施機関は、本件請求対象文書を実施機関の保存文書台帳、文書管理システム内の文書及び庁内の共有ドライブの文書並びに廃棄文書目録を確認したが、当該決定文書の他に本件請求の趣旨に合致した文書を確認することができなかったとしている。

エ これら実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、本件文書の他に本件請求の趣旨に合致する文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

５ 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日			内 容
R	6 /	3 / 1 5	行政文書公開請求書が提出される
		3 / 2 7	行政文書決定通知書
		5 / 1	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
		6 / 1 4	処分庁が審査庁に弁明書を提出
		6 / 2 8	審査請求人が審査庁に反論書を提出
		8 / 9	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
		8 / 2 1	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
		1 0 / 2	審査会に諮問
	8 /	2 / 2 0	第 175 回審査会で審議
		3 / 1 8	第 176 回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
		4 / 1 3	第 177 回審査会で審議
		5 / 1 5	第 178 回審査会で審議
		6 / 8	答申（答申第 144 号）